

令和2年5月22日

市立園所に在籍するお子様の保護者様

川西市教育委員会

市立園所の段階的な再開について

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜りありがとうございます。また、長期間にわたる市立園所の臨時休業により、お子様や保護者の皆様にご負担をお掛けしていますことをお詫び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言が解除されたことを受け、教育・保育の機会を保障しながら、密集・密接・密閉の3密をできるだけ避けるために、段階的に再開していきます。再開に向けては、国による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や「学校再開ガイドライン」にそって、園所の実情に合わせてできる限りの感染防止策を講じ、お子様や保護者の皆様に少しでも安心して登園所いただけるように努めてまいります。

しかし、子どもにとって、興味や関心をもったものに触ったり、気の合う友達同士が集まったりする姿はごく自然なことであり、接触を全くなくすることは難しいとも考えられます。ウイルスが終息するには長い時間を要すると言われるなかで、感染を防止するため園所と家庭が連携して対策に取り組むことが大切であるため、下記の内容をよくご覧いただき、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

1 通常開園所に向けた段階的な受け入れについて

緊急事態宣言が5月21日に解除されたことを受け、6月1日(月)より開園所します。開園所までの期間は、保育準備期間として休業を継続します。また、感染防止の観点から、お子様が徐々に園所での生活リズムに慣れ、健康や安全な生活習慣を身につけていけるように、表のとおり段階的に受け入れを進めていきます。

なお、お子様の具体的な登園所日については、在籍園所から連絡します。

段階	期 間	保育について
1	5/25(月)から5/30(土) 再開に向けた準備保育期間	・新入所児慣らし保育(未実施の方) ・保育を必要とするお子様の受け入れをします。
2	6/ 1(月)から6/27(土) 保育所生活における保健安全指導期間	・延長保育開始 ・保育を必要とするお子様の受け入れをします。
3	6/29(月)以降 通常再開における保健安全期間	通常保育

※1～2段階の期間に感染が心配で登園所を見合わせる場合は、欠席扱いにはなりません。

2 各園所の取り組みについて

各園所の感染防止の取り組みを次のように進めていきます。しかし、各園所によって規模等が異なるため、一律の対応はできにくいことをご了承ください。

- ①お子様の体調をていねいに見守り、必要に応じて検温を行います。
- ②職員は健康管理に努めます。
- ③保育室の換気をよく行います。
- ④共用の用具やおもちゃの消毒は、定時に1日2回と保育中に必要に応じて行います。
- ⑤こまめに手洗いをしたり、咳エチケットを指導します。
- ⑥食事の際は、配膳の方法を工夫したり、年齢に合った指導をします。
- ⑦普段どおりに過ごしにくい不安感に保育者は寄り添い、温かい言葉かけや表情で保育にあたります。

3 各ご家庭での対応について

- ①毎朝、お子様の健康観察をし、健康チェックカードに検温結果を記入してください。健康チェックカードは園所職員に直接お渡しください。
- ②風邪症状のある場合や体調がすぐれない時は、休ませてください。
- ③川西市医師会と川西市教育委員会との協議により、当面の間、発熱(37.5℃以上)があった場合は、解熱日を0日とし、解熱後2日経過するまで登園所を控えていただきます。

★お子様に発熱(37.5℃以上)の症状がある場合

0日目	1日目	2日目	3日目
解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
出席停止	出席停止	出席停止	登園所可

★お子様に風邪症状がある場合

0日目	1日目
風邪症状消失	
出席停止	登園所可

- ④保育中に体調がすぐれない場合はお迎えをお願いしますので、緊急連絡先に連絡がつくようにしてください。
- ⑤お子様も保護者の皆様も抵抗力を高めるために、食事や睡眠に気を付け、規則正しい生活を心がけてください。また、発熱や風邪症状がある保護者様は、園所内への立ち入りをお控えください。
- ⑥保育中のマスクの着用は、乳幼児の特性を考えると困難であると考えられます。マスクの着用だけでなくその他の対応においても、子どもの多様性を理解し、ご対応いただきますようお願いいたします。

4 問い合わせ先

川西市教育委員会 幼児教育保育課（740-1175）